

平成 29 年 5 月 22 日

各位

## 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

大東銀行（社長 鈴木孝雄）は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組みを行っております。なお、当行の「経営者に関するガイドライン」の活用状況につきましては、下記のとおりとなっております。

### 記

当行の活用状況

	平成 28 年 4 月～28 年 9 月末	平成 28 年 10 月～29 年 3 月末
①新規に無保証で融資した件数	293	387
②保証契約を変更・解除した件数	8	1
③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	14.10%	16.35%

#### 【ご参考】経営者保証に関するガイドラインとは

経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面を公正かつ迅速に行うために策定された準則のことをいいます。

※詳細につきましては全国銀行協会及び日本商工会議所のホームページをご覧ください。

全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所：<http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

以 上

報道各位からの本件に関するご照会は以下までお願いします。

大東銀行 経営部 広報 小川  
TEL 024-925-8395 (ダイヤルイン)

